

産業廃棄物（非感染性）収集運搬及び処理業務委託契約書（案）

沖縄県立八重山病院 院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、

甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処理に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市真栄里584-1。以下「病院」という。）から排出される産業廃棄物を収集運搬及び処理することを目的とする。

（委託の内容）

第2条 甲は、病院から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処理業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 本契約により甲が委託する業務の詳細は、仕様書のとおりとする。

（作業実施基準等）

第3条 甲は、自らの施設内に場所を定めて産業廃棄物を安全に集積・保管し、乙へその処分を委託するものとする。

（法令上の責任）

第4条 乙は、医療廃棄物の処理等を実施するにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137条）」及び各地方の条例等の関係規則を遵守しなければならない。

（処理等に関する情報の提供及び報告等）

第5条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を乙に提供するものとし、乙は、処理等の結果を甲に報告するものとする。

2 前項の手続きは、平成2年3月26日付け衛産第18号による厚生省生活衛生局水道環境部長通知『産業廃棄物におけるマニフェストシステム（集荷目録制）の実施について』に定める「マニフェストシステム実施要項」に従い、所定の伝票（以下「マニフェスト伝票」という。）により行うものとする。

（委託料の額）

第6条 甲が乙に支払う委託料の単価は、別記1のとおりとする。

2 前項の料金には産業廃棄物の収集運搬・中間処分・最終処分にかかるすべての費用を含むものとする。

(受託料の請求及び支払い)

第7条 乙は、原則として1か月毎に委託料を計算し、翌月の5日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項により適正な請求を受けたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(機密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に際して業務上知り得た相手方の機密保持を、本契約の有効期間中はもとより、契約終了後といえども、一切これを第三者へ漏らしてはならない。

(反社会勢力排除)

第9条 甲及び乙は、自己又は自己の経営者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明する。

①暴力団

②暴力団員（準構成員を含む）

③暴力団関係企業

④総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

⑤その他前各号に準じる者

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為をしないことを表明する。

①暴力的な要求行為

②法的責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用いる行為

(契約の解除)

第10条 甲又は乙において次の各号に該当する事由が生じ、両者誠意を持って協議、解決を図ることが出来ない場合は、各自本契約を一方的に解除することができる。

①本契約及び関係諸規約を著しく違反したとき。

②仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更生の申し出があったとき、又は精算に入ったとき。

③租税公課を滞納し、督促状に指定された期日までに完納しなかったとき、又は保全差押えをうけたとき。

④甲の備品、器物等を事由なく持ち出し、又は施設等を汚損、き損し、直ちに原状回復しなかったとき。

⑤前各号に準ずる重大な事由が生じたとき。

2 前項各号に該当する事由が生じた場合、その原因者は、残りの契約当事者が被った損害の全てを賠償しなければならない。

3 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

4 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

(契約解除の際の未処理産業廃棄物の取扱)

第11条 前項の契約解除に際し、契約解除以前に甲が別に委託する事業者により病院から排出された産業廃棄物については、契約解除の事由如何にかかわらず、乙が責任を持って処理するものとする。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第12条 乙は、この契約において生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約期間)

第13条 本契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(疑義等の決定)

第14条 本契約において、記載条件の変更及び定めなき事項について疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙両者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、甲及び乙が各1通ずつこれを保管する。

令和 年 月 日

沖縄県石垣市真栄里584-1

甲 沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙

別記 1

委託料金（単価）

本契約に係る産業廃棄物の処理委託料金は以下のとおりとする。

運搬・処理・処分料金（収集運搬・中間処理・最終処分等を含む）

区分	消費税抜きの額	消費税込みの額
産業廃棄物（非感染性） 1 kgあたり	¥	左の金額に 110/100 を 乗じて得た金額

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の目的外利用又は提供の禁止）

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏洩、毀損及び紛失の防止）

第5条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

2 乙又は従事者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。乙の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても、同様とする。

3 前項の規定に違反した場合、乙又は従事者は沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき罰則に課せられることがある。

（資料等の返還）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報取扱業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。